

## 第4期幸区区民会議 第9回専門部会（みんなで見守りたい）

日時 平成25年9月25日（水）午後6時半開始  
場所 幸区役所 5階第3会議室

### 議 事 次 第

- 1 インタビュー等の実施結果について
- 2 ひとり暮らし高齢者等に対する見守り活動の促進に向けたマニュアル作成のあり方等について
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 その他

今後の区民会議日程について

○地域包括支援センター「センター長会議」

平成25年10月8日（火）13：30～

○第10回専門部会（みんなで見守りたい）

平成25年10月30日（水）18：30～

## 【 川崎市介護支援専門員連絡会 インタビュー調査結果 】

- 目的 ①介護保険に関する仕組みや介護支援専門員の現状を伺うことで、各委員が「見守り」を取り巻く状況について認識を深める。
- ②介護保険による支援と見守りの関係について伺うことで、現状における課題を把握し、今後のあり方を検討する。
- ③介護支援専門員の意見を伺いながら、地域での見守りの体制について検討する。

## 1 当日の調査概要

- 日時 平成 25 年 9 月 18 日（水）10：00～12：00
- 場所 幸市民館 2 階第 4 会議室
- 参加者 古場部会長、春田委員、遊佐委員  
事務局（加藤担当係長、早川職員）、佐谷（計画技術研究所）
- 調査対象 出口智子氏（川崎市介護支援専門員連絡会 幸区代表幹事）

## 2 当日の様子



### 3. インタビュー結果

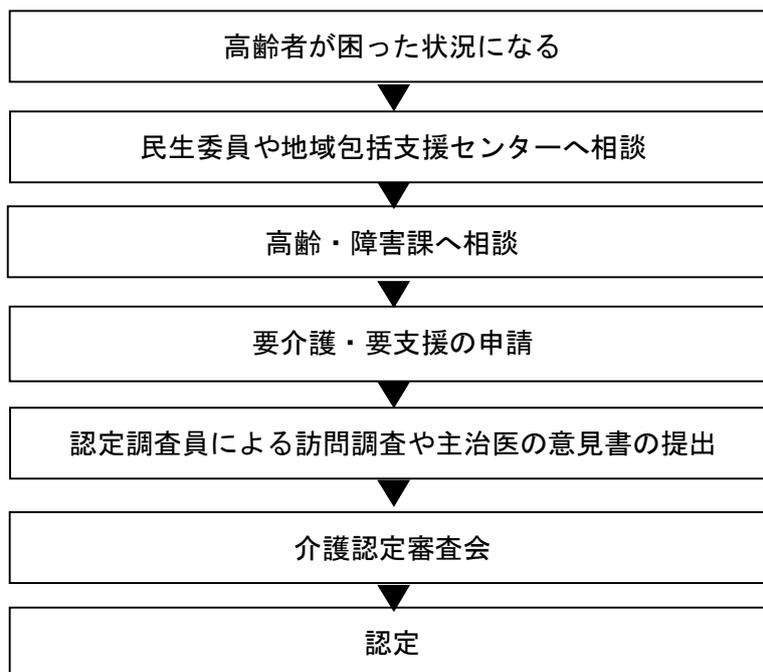
#### ①介護支援専門員、介護認定について

##### ◆介護支援専門員とは

- ・介護支援専門員は、要介護の方の介護プランを作成したり、家族に介護サービスを紹介するなどしている。介護支援の全体的なマネージメントをしている。
- ・介護保険によるサービスの内容は、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護（デイサービス）、通所リハビリステーション（デイケア）、訪問リハビリテーション、ショートステイ、福祉用具のレンタル等がある。
- ・その他、必要に応じて主治医や民生委員とやりとりして支援体制を構築する。
- ・介護保険以外の川崎市のサービス（配食サービスや紙おむつの給付等）を取り入れるとともに、高齢・障害課や地域包括支援センターとも協働する。

##### ◆高齢者の介護認定の流れ

- ・介護認定については、「高齢者が困った状況になる→民生委員や地域包括支援センターへ相談→高齢・障害課へ相談→要介護・要支援の申請→認定調査員による訪問調査や主治医の意見書の提出→介護認定審査会→認定」という流れが一般的となっている。
- ・申請時には、高齢・障害課のアドバイスを受けて、利用者や家族、民生委員が介護支援専門員に連絡したり、介護支援専門員が遡る形で介護プランをつくることもある。



## ②介護保健による支援と見守りの関係について

### ◆介護保険サービスを受けていても孤独死は防げない場合がある

- ・介護保険サービスを受けていても孤独死が起こることがある。週一回のヘルパー派遣を受けているケースで、一週間後に孤独死しているのが発見されたこともある。
- ・新聞配達員が異変を発見することもある。(川崎市と協定を結んでいる。)

### ◆地域で見守りをする人々などとケアマネージャーが連携できる場があると良い

- ・高齢者の一人暮らしが多くなっているので、地域で見守りをする人々とケアマネージャー、地域包括支援センター、民生委員などが情報交換や連携ができる場があると良い。
- ・地域での見守りは、2025年を目途に国が構築を推進する地域包括ケアシステムを先取りしているような形である。

### ◆ひとり暮らし高齢者等への適切な支援が必要

- ・家族など頼れる人がいないひとり暮らし高齢者等で、介護保険等のシステムがわからない場合に、どう声かけをしていくかが重要だと認識している。また、そうした高齢者に対し、介護保険の担当者など、どういった人が関わっているかわからない場合も多いので、地域におけるネットワークが大事だと思われる。

## ③地域での見守りの体制について

### ◆近所の人による「見守りチーム」をつくる

- ・高齢者の異変に気が付くのは、やはり近所の人が多い。「どうしたんだろう」で終わらせず、町内会等の関係者が様子を見に行くことができれば良いのではないかと。当人が知らない民生委員が行くよりも、知り合いである近所の人が行った方が高齢者は受け入れやすいと思う。
- ・近所で「見守りチーム」を作る必要があるのではないかと。その場合、個人情報などをどう取り扱うかが課題となる。
- ・散歩仲間が来ない時に見に行くなどの関係が、地域の中には存在する。井戸端会議のようなネットワークができるという。

### ◆「見守りチーム」を支える「見守りユニット」をつくる

- ・近所の人たちは、ケアマネージャーやヘルパーとはつながっていないので、近所の人

による「見守りチーム」を支援する「見守りユニット」があると良いのでは。

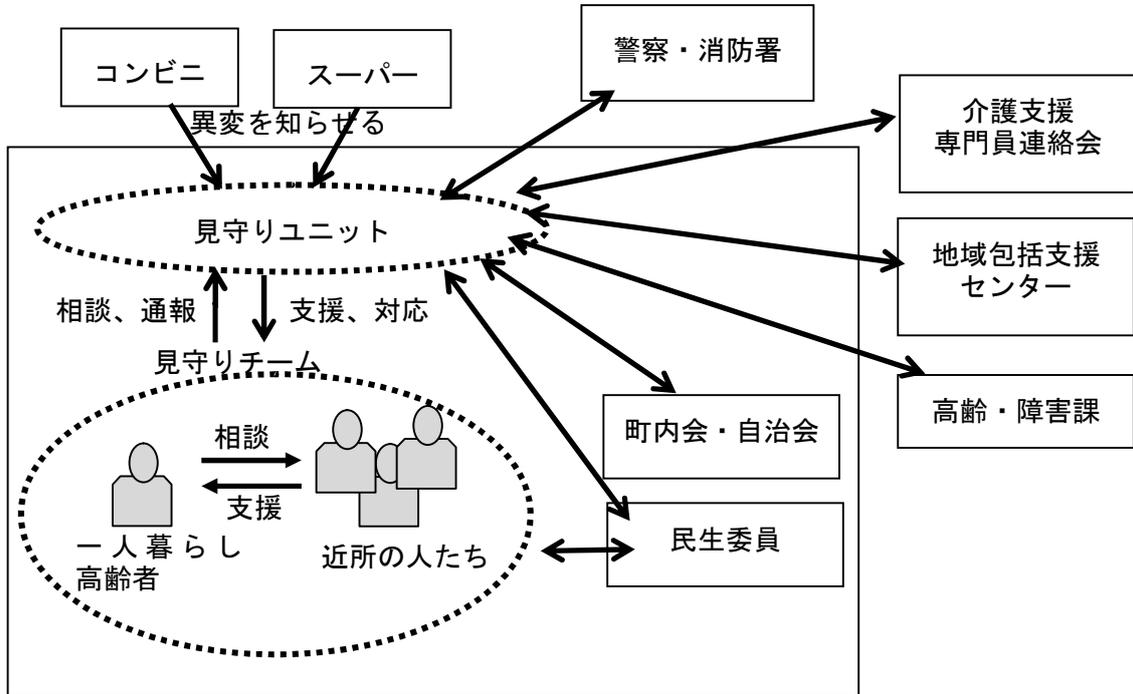
- ・「こども 110 番」のような存在に「見守りチーム」がなれると良いと思う。
- ・「見守りユニット」には、食事会などの情報などを提供できるので、地域包括支援センターが加わると良いと思う。

#### ◆近隣店舗との関係もつくっていく

- ・高齢者がいつも同じ服を着ている、店で支払ができなくなる、弁当を何個も買ってしまふというのが異変のサインになる。このようなことに気づくのは、コンビニや地域の店舗であることが多いので、これらの人たちに見守りユニットのことを認知してもらい、連絡してもらえようになると良い。

#### ◆町内会・自治会ごとのコーディネーターが必要

- ・高齢者の異変に気づいた時は、通常は民生委員等が区役所に連絡して、その後、親族に連絡することになることが多い。
- ・民生委員だけでなく、町内会・自治会ごとに見守りのコーディネーター的な役割を果たせる人がいると見守りが推進されると思う。町会長や自治会長をキーパーソンにすると良いのでは。



## 他地区における見守り活動事例

## 1 江戸川区なぎさニュータウンの見守り活動について

## (1) なぎさニュータウンの概要

- ・「なぎさニュータウン」は、江戸川区にある、約 1,400 戸、1977 年竣工の大型共同住宅
- ・管理組合は第一期入居開始の年と同じ 1977 年に設立（自治会は 1979 年に設立）
- ・居住者のうち 75 才以上は約 330 名（そのうち自治会加入者は約 250 名）



## (2) 自治会での見守り活動

## ア 高齢者対策部による見守り

なぎさニュータウンでは、役員会の下に、専門機関として「専門部」がある。そのなかで、「高齢者対策部」があり、「高齢者の安心・安全に関する事項」、「高齢者見守り活動に関する事項」を担当している。

## (ア) なぎさふれあいサロンの開催

- ・75 才以上の高齢者を対象に、平成 24 年 7 月からサロンを開催
- ・講座などのプログラムの工夫により、毎回 80 名程度の出席者があり。男性参加者も増加中



## (イ) 見守り希望者への自宅訪問

- ・75 才以上の高齢者のうち、希望者に対し、月 1 回の自宅訪問による見守りを実施
- ・対象者は約 50 名、見守りをする人は 20 名程度
- ・対象者ごとに緊急連絡先等を記した個人台帳を作成。緊急時には親族や地域包括支援センター等の関係機関に連絡
- ・訪問する際の留意事項をまとめた手引きやニュースを発行

## イ フロア幹事による見守り

なぎさニュータウンの自治会では「フロア会」の制度があり、各階にフロア幹事が 1 名が置かれている。フロア幹事はフロア会を代表し、フロア活動の円滑な運営に努めるとともに、会員の入退居や生活動向の把握、会員間の親睦・交流、会員からの要望・意見を集約している。そうした活動の一貫として、フロア住民、特に高齢者の安否確認等の見守り活動も行なっている。

## 2 中原区の丸子地区における「福祉協力委員」制度について

### (1)福祉協力委員の概要

丸子地区では、平成 24 年 2 月から、民生委員児童委員協議会と地区社会福祉協議会が連名で委嘱する「福祉協力委員」制度を開始している。

- ・ 民生委員児童委員 1 名につき原則 1 名福祉協力委員を配置
- ・ 福祉協力委員は、ボランティアで、必要資格なし
- ・ 任期は 1 期 3 年
- ・ 年 1 回の研修会を開催

### (2)見守り対象者の把握方法

丸子地区では、見守り対象者の同意を得た上で「災害弱者の災害時安否要確認者名簿」及び「防災福祉マップ」を作成し、見守り対象者に係る情報を把握している。福祉協力委員には、これらの書類を配布しているが、その際には、「対外秘」、「複写禁止」、「退任時要返却」といった個人情報の取扱いを周知徹底している。

### (3)具体的な見守り方法等

「災害弱者の災害時安否要確認者名簿」に掲載されている、75 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、見守りをしている。

- ・ 原則、自宅訪問はせず、月 1、2 回の見回りを行う。
- ・ 見回り時には、①郵便ポストの確認（郵便物等が溜まっていないか）、②室内の様子を確認（夜間に電気が点いているか等）
- ・ 異変があった時のみ、民生委員に報告

## ひとり暮らし高齢者等に対する見守り活動の促進に向けたマニュアル作成のあり方（案）

## 0 冊子名称について

- ・マニュアル
- ・手引
- ・入門編
- ・パンフレット
- ・リーフレット など

## 1 基本的な考え方

- (1)ひとり暮らしの高齢者等に異変があった時に、周囲の人たちがいち早く気づき、必要な対応が図られるよう、見守り活動に携わる人の裾野を拡大することを目的とする。
- (2)マニュアルの作成を通して、個人でも高齢者等の見守り活動ができることを理解してもらい、活動を始める端緒となるようにする。
- (3)マニュアルには、高齢者等の異変を把握するためのチェックポイントや、異変等を発見した場合の対応の仕方など、具体的な活動に即した内容について掲載することが考えられる。

## 2 見守り活動の対象者

## (1)見守りが必要な人

- ア ひとり暮らしの高齢者
- イ 高齢者のみの世帯の人 等

## (2)見守り活動を支える人

- ア 高齢者等の近所に住んでいる人
- イ 通学や通勤の途中によく見かける高齢者等がいる人
- ウ 自営業者などで顔見知りの高齢者等がいる人 等

## 3 見守り活動の効果

- (1)ひとり暮らし高齢者等の周囲からの孤立化の防止
- (2)交通事故や火災、盗難等の犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減
- (3)問題を早期に発見することで、問題の複雑化・深刻化の防止
- (4)住民間交流の促進

#### 4 見守り活動を行う上での留意点

##### (1) コミュニケーションを交わせる良好な関係を築く

あいさつや声掛け積極的に行うなど、日頃から良好な人間関係を構築するように努める。(このことにより、ひとり暮らしの高齢者等に何らかの異変が生じたときには、迅速な発見や対応が可能となる。)

##### (2) 無理をしない

ア 無理をせず、できることを行う。

イ できないことは、町内会・自治会(以下「町内会等」という。)、区役所、民生委員児童委員(以下「民生委員」という。)等に相談して解決を図るようにする。

##### (3) 相手の立場に立つ

ア 「やってあげている」といった態度にならないよう、対等な立場で向き合うようにする。

イ できる限り、さりげない見守りを心がけるとともに、相手のプライバシーを尊重することに十分留意する。

##### (4) 個人情報の適正管理に留意する

ア 知り得た個人情報は、他に口外しない。

イ 個人情報を外部提供する必要がある場合は、原則として、本人の了解を得た上で行う。

#### 5 見守り活動の取組方法

次のような対応をとりながら、見守り活動に取り組むことが考えられる。

(1) 顔を合わせたときにはあいさつを交わすなど、積極的にコミュニケーションをとりながら、高齢者等に異変や困りごとがないかなど、日頃から高齢者等の様子に気を配るようにする。

(2) 次のチェックリストを参考に、高齢者の状況等を把握するとともに、該当項目がいくつかあるなど、その時の状況等を総合的に勘案して、「連絡・相談窓口」に連絡をする。

…緊急性・重大性が高いと判断されるような場合で、犯罪被害等に関する場合は警察に、病気・怪我等に関する場合は消防に、それぞれ通報・連絡するなどの対応が考えられる。

…発見者自身が対応できることであれば高齢者等の手助けや助言をする(例えば、その高齢者の具合が悪そうであれば病院に行くことを進めるなど)。

表 チェックリスト

	チェックポイント		連絡・相談窓口
安否が心配される例	<input type="checkbox"/>	最近姿を見かけなくなった	<p>《想定例》</p> <p>◎幸区役所高齢・障害課</p> <p>◎地域包括支援センター</p> <p>※緊急性・重大性が高いと判断されるような場合で、犯罪被害等に関する場合は「110番（警察）」に、病気・怪我等に関する場合は「119番（消防）」へ通報・連絡</p>
	<input type="checkbox"/>	洗濯物が何日も干したままになっている	
	<input type="checkbox"/>	何日も、 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; padding-left: 5px;">                     夜間に灯りが点かない                      日中に灯りが点きっ放し                 </div> </div>	
	<input type="checkbox"/>	何日も、窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない	
	<input type="checkbox"/>	新聞、郵便物が数日分たまっている	
	<input type="checkbox"/>	ごみが放置されていたり、庭が荒れている	
心身の状態が心配される例	<input type="checkbox"/>	いつも同じ服や季節に合わない服を着ていたり、服が汚れたり破れたりしている	
	<input type="checkbox"/>	具合が悪そうに見える	
	<input type="checkbox"/>	家から怒鳴り声や物を投げつける音が聞こえる	
	<input type="checkbox"/>	近隣とのトラブルが目立つ	
	<input type="checkbox"/>	見慣れない人が頻繁に訪ねている	

## 幸区内におけるひとり暮らし高齢者等を対象とした見守り活動事例

幸区では、既に次の表にある見守り活動が行われている。

	取組名	取組内容	連絡・相談窓口
地域の 人々による 見守り	「民生委員」による見守り	高齢者、障害者、子育て中の家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを持つ人の気軽な相談窓口。日常的な訪問や声かけ、安否確認、悩み相談、社会福祉協議会による会食会への協力等を行う。	幸区役所地域保健福祉課  幸区社会福祉協議会地域福祉課
	「町内会等」による見守り	パトロールや会食会等のイベントなど、町内会・自治会ごとの独自の活動や、社会福祉協議会による会食会への協力等を通じて見守りをする。	幸区役所地域振興課  幸区社会福祉協議会地域福祉課
	「老人クラブ」による見守り	2、3か月に1回の友愛訪問やランドゴルフ誕生会等のイベントなど、クラブごとの独自の活動を通じて見守りをする。	幸区役所高齢・障害課
	「ふれすこサポーター」による見守り	高齢者福祉についての講座を修了した地域の人（ふれすこサポーター）が、高齢者の身近な話し相手になる。	幸区役所高齢・障害課
	災害時要援護者避難支援制度	高齢者等の災害時における安否確認や避難誘導を円滑に行うため、あらかじめ、町内会等、自主防災組織、民生委員などの間で支援体制を確立している。	幸区役所危機管理担当
事業者等による見守り	市との協定に基づき、協力事業者がガス交換、新聞配達時等の通常業務のなかで見守りを行う。  【平成 25 年 9 月現在の協力事業者】 ・公益社団法人神奈川県 LP ガス協会 ・京浜新聞販売組合 ・生活協同組合コープかながわ ・神奈川東部ヤクルト販売株式会社 ・神奈川雪印メグミルク株式会社 ・生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ ・日本郵便株式会社川崎港郵便局 ・川崎市上下水道局検針業務委託業者（幸区担当：株式会社宅配）	幸区役所地域保健福祉課	

見守りに関する公的サービス	家庭ごみのふれあい収集	自分でごみを持ち出すことができない、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、職員が自宅前等からごみを収集する。	川崎生活環境事業所
	高齢者緊急通報システム	75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に緊急ペンダントが付与され、異変を通報する。さらに65歳以上の心疾患等の慢性疾患のある人には火災・ガスセンサーが付加サービスとして付く。有料（所得に応じ月額0～4,500円）。	幸区役所高齢・障害課
	徘徊高齢者発見システム	徘徊のおそれがある人が専用端末を持つことで、行方不明時に電波をキャッチし、現在地を把握することができる。有料（月額2,000円）。	幸区役所高齢・障害課
	福祉電話相談	ひとり暮らし高齢者に対し、相談員が定期的に電話をかけて、安否の確認をし、各種の相談にも応じる。無料（通話料は自己負担）。	幸区役所高齢・障害課
	生活支援型食事サービス	自宅への食事届け時（週2食～7食）に、併せて安全確認を行う。有料（1食あたり550円）。	幸区役所高齢・障害課
	徘徊高齢者SOSネットワーク	事前の登録により、徘徊高齢者が行方不明になった時、関係機関に必要な情報が流れることで、早期発見につながることを期待できる。	幸区役所高齢・障害課

「第4期幸区区民会議」スケジュール(案)(平成25年9月25日現在)

資料5

	平成24年度									平成25年度									平成26年度			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~6月
■ 全体会議	7/23 第1回				11/12 第2回				3/18 第3回				7/8 第4回							2/3 第5回	3/16 「第4期区民会議フォーラム」の開催	「報告書」のとりまとめ等
■ 企画運営部会				10/29 第1回				3/11 第2回			6/24 第3回								1/20 第4回			
■ 専門部会 暮らしの安全部会			9/3 第1回	9/26 第2回		12/14 第3回	1/23 第4回	2/15 第5回	4/19 第6回	5/27 第7回		8/7 第8回	8/28 日吉中フックショップ	9/20 第9回	10/6 スケアードストリート リレーカーニバルの	11/1 第10回	12/13 第11回					
■ 専門部会 みんなで見守りたい		8/30 第1回	10/3 第2回		12/12 第3回		2/4 第4回	2/26 第5回	4/22 第6回	5/29 第7回		8/26 第8回	9/25 第9回	10/30 第10回		12/11 第11回						

今日の会議